

Vietnamese

# Business & Law

月刊 ベトナム法令・ビジネス情報

## NEWSLETTER

2011年3月31日号

目次	頁
<b>I. 法人税 (CIT)</b>	
1. 2012年より適用される法人税優遇のガイダンス	1
2. 法人税に関する通達 Circular 130/2008/TT-BTC 号の修正・追加ガイドライン	1
<b>II. 個人所得税 (PIT)</b>	
1. 労働者とその家族の健康診断費及び深刻な疾病手当にかかる個人所得税免除	1
2. 2010年度個人所得税の申告ソフトウェア	1
<b>III. 付加価値税 (VAT)</b>	
1. VAT 還付が不可能なケース	1
2. 割賦及び繰延払いによる仕入 VAT	2
<b>IV. 外国契約者税 (FCT)</b>	
1. 外国契約者及び外国請負会社に代わり源泉徴収及び納税する FCT	2
2. 著作権付ソフトウェアに対する外国契約者税	2
<b>V. インボイス</b>	
1. 自社印刷インボイス発行ソフトウェア無料提供企業	2
2. 輸出加工企業の販売インボイス	2
3. 自社印刷インボイス発行可能企業の対象範囲拡大	2
<b>VI. 輸出入税</b>	
1. 輸出加工企業の商品の輸出入	3
2. 輸入設備の処分にかかる納税義務	3
<b>VII. 税務管理法</b>	
1. 税務管理法の実施ガイダンスとなる通達 Circular 60/2007/TT-BTC 号に代わる通達 Circular 28/2011/TT-BTC 号	3

### I-GLOCAL CO., LTD. SCS GLOBAL AUDIT COMPANY LIMITED "SCSA"

"SCSA" is a group audit firm of I-GLOCAL

Hanoi – Room 1503, 15th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma St., Ba Dinh Dist., Hanoi, Vietnam Tel: +84 4 2220 0334

HCMC – Room 903, 9th Floor, SunWah Tower, 115 Nguyen Hue St., Dist. 1., HCMC, Vietnam Tel: +84 8 3827 8096

#### Key Contacts

(Japanese) Yusuke Kaburagi (蕪木): yusuke.kaburagi@i-glocal.com  
Yoshinao Nagai (永井): yoshinao.nagai@i-glocal.com

Takayuki Jitsuhara (實原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

(HCM Office) Nguyen Dinh Phuc : nguyen.dinh.phuc@i-glocal.com  
Vo Tan Huu : vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung : tran.nguyen.trung@i-glocal.com  
Vu Lam : vu.lam@scsglobal.vn

(Hanoi Office) Nguyen Quynh Nam : nguyen.quynh.nam@scsglobal.vn  
Ta Huong Ly : ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Cam Chi : nguyen.cam.chi@scsglobal.vn



**I-GLOCAL**  
incubate the next



## I. 法人税 (CIT)

### 1. 2012年より適用される法人税優遇のガイダンス

2011年3月7日付税務総局発行オフィシャルレターOfficial Letter 757/TCT-CS号によると、輸出比率を条件に与えられている法人税優遇は2011年末までしか適用されないとのこと。そのため、他の優遇の条件を満たす企業は、その優遇を2012年から享受するため、税務署に通知書を提出しなければならない。

### 2. 法人税に関する通達 Circular 130/2008/TT-BTC号の修正・追加ガイドライン

財務省は通達 Circular 130/2008/TT-BTC号を修正・補足する通達 Circular 18/2011/TT-BTC号を2011年2月10日に発行した。同通達の主な内容は以下の通りである。

- 企業が法人税の課税年度を暦年から暦年以外の会計年度に変更する場合、またその逆も然りであるが、変更によって生じる課税年度は12ヶ月以内でなければならない。

例) A社は2010年までは、法人税の課税年度を暦年にしてきたが、翌2011年からは4月1日から翌年の3月31日までの会計年度に変更すると決定した。その場合2011年1月1日から2011年3月31日までの3か月の課税年度を経てその後2011年4月1日から2012年3月31日が課税年度となる。

- 従業員に支払われる賞与

従業員賞与を損金算入するためには、下記に示す書類のいずれかに賞与の支給条件や算定方法があらかじめ明記されている必要がある。

労働契約書、労働協約、企業の財務規定もしくは取締役会及び社長による賞与規定である。2011年以前は、労働契約書もしくは労働協約に明記されていなければならなかった。

今回のニュースレターにて、同通達に関する主な変更点をまとめる予定である。

同通達は、発行日の45日後より発効され、2011年の法人税の課税年度から適用される。

## II. 個人所得税 (PIT)

### 1. 労働者とその家族の健康診断費及び深刻な疾病手当にかかる個人所得税免除

2011年3月14日付政府事務局発行オフィシャルレターOfficial Letter 1485/VPCP-KTTH号によると、グエン・シンフン副首相が、労働者とその家族の健康診断費と深刻な疾病にかかる費用を課税所得より免税する要綱に同意したと公表した。上記は次回の個人所得税法の修正に反映される。

### 2. 2010年度個人所得税の申告ソフトウェア

2011年2月18日付ハノイ税務局発行オフィシャルレターOfficial Letter 2317/CT-TNCN号によると、2010年度の個人所得税の申告を容易にするために、企業はtncnonline.com.vnのウェブサイト上にて提供されている申告ソフトウェアが使用可能である。この申告ソフトウェアは、月次申告及び確定申告のために、各企業が保有している会計ソフトウェア及び人事労務ソフトウェアへ申告情報等を共有させる事が可能である。

## III. 付加価値税 (VAT)

### 1. 付加価値税還付に関する2011年2月3日付税務総局発行オフィシャルレター Official Letter 707/TCT-KK号

同オフィシャルレターにより株式会社の法的代表者は他の有限会社の法的代表者を兼任することはできないことに特に注意すべきであると発表された。従ってこの通達に違反した会社の書類(委任された代表者が署名した書類を含む)は



付加価値税の控除及び還付の証憑とはならないとのこと。

**2. 割賦及び繰延払いによる仕入付加価値税に関する2011年3月7日付税務総局発行オフィシャルレターOfficial Letter 737/TCT-CS号**

同オフィシャルレターによると、2千万ドンを超える金額の商品・サービスを分割払いで購入する場合には、企業は売買契約、インボイス及び銀行送金の証明書に基づいて仕入付加価値税を申告し控除する。また、決済期限前であるため銀行送金の証明書がない場合であっても、仕入付加価値税を申告し、控除することができる。但し、決済期限後に銀行送金の証明書が取得できない場合は仕入付加価値税を控除することができず、控除済の付加価値税額を調整する必要がある。

**IV.外国契約者税 (FCT)**

**1. 外国契約者及び外国請負会社に代わり源泉徴収及び納税するFCTに関する2011年3月10日付税務総局発行オフィシャルレターOfficial Letter 805/TCT-KK号**

外国契約者に代わって外国契約者税を申告及び納税するために、ベトナム企業側は各外国契約者に対して13桁の税コードを申請しなければならない。また、契約終了後ベトナム企業側は当該税コードの無効化の申請をする必要がある。

**2. 著作権付ソフトウェアにかかる税務に関する2011年3月11日付税務総局発行オフィシャルレターOfficial Letter 818/TCT-CS号**

同オフィシャルレターによると、外国契約者はベトナムにおける著作権付ソフトウェアの使用に対し、付加価値税は支払う必要は無いものの、法人税は課税所得に10%課税される。

**V. インボイス**

**1. 自社印刷インボイス発行ソフトウェアの利用に関する2011年3月24日付税務総局発行オフィシャルレターOfficial Letter 973/TCT-CNTT号**

税務総局が、自社印刷インボイス発行ソフトウェアを無料で提供している4社の社名を公表した。その4社は、ICEL、MISA、NACENCOMM及びTHAISONである。提供企業の一覧は2011年4月までに更新されるであろう。しかしながら、同ソフトウェアを自由に利用できる期間には限りがあることに留意する必要がある。

**2. 輸出加工企業の販売インボイスに関する2011年3月18日付税関総局発行オフィシャルレターOfficial Letter 1168/TCHQ-QSQL号**

現在、輸出加工企業は販売インボイスのコピー（付加価値税インボイスではない）のみの提出が求められている。国内市場への商品販売及び他の輸出加工区内の輸出加工企業との取引の際には、コピーではなく、販売インボイスの原本の提出が必要である。これは税関総局によるガイダンスであり、オフィシャルレター Official Letter 1168/TCHQ-QSQL号にて公表されている。

**3. 自社印刷インボイスに関する2011年2月8日付財務省発行通達Circular 13/2011/TT-BTC号**

財務省は同通達において自社印刷インボイスの発行可能企業の対象範囲を拡大した。これに伴い、3月25日より10億ドンの定款資本を有する事で自社印刷インボイスの発行が可能となり、これまで求められていた50億ドン以上の定款資本を有する必要はなくなった。



## VI. 輸出入税

### 1. 輸出加工企業の輸出入に関する2011年3月1日付税関総局発行オフィシャルレターOfficial Letter 868/TCHQ-GSQL号

税関総局は、輸出加工企業は海外への輸出品及び自社の製造に用いられる海外からの輸入品に対しては輸出入税を支払う必要は無いとした。しかしながら、輸出加工企業は法令を順守し通関手続きを行わなければならない。

### 2. 輸入設備の処分にかかる納税義務に関する 2011年3月16日付税関総局発行オフィシャルレター Official Letter 1101/TCHQ-TXNK 号

生産縮小のため、輸入時に優遇投資案件による免税を受けておりかつ処分のため海外へ再輸出された物品に対しては、輸入時に遡って輸入税及び付加価値税を申告する必要は無い。詳細については オフィシャルレター Official Letter 1101/TCHQ-TXNK 号を参照のこと。

## VII. 税務管理法

### 1. 税務管理法、2007年5月25日付政令 Decree 85/2007/ND-CP号及び2010年10月28日付政令 Decree 106/2010/ND-CP号の実施ガイダンスとなる2011年2月28日付財務省発行通達 Circular 28/2011/TT-BTC号

本通達に含まれるものは下記の通りである。

- a. 税務申告及び税額計算
- b. 課税
- c. 申告書の提出
- d. 税徴収に関する権限委譲
- e. 納税義務を果たす責任
- f. 免税、減税、税債務の軽減、罰則

- g. 還付及び税相殺手続
- h. 税務調査及び税務査察
- i. 税法の施行に関する訴訟等

本通達は発行日（2011年2月28日）の45日後に発効し、2007年6月14日付財務省発行の通達 Circular 60/2007/TT-BTC 号に代わる。適用開始日については以下の通りである。

- 一括申告（発生の都度に申告するもの）は、2011年7月1日より適用が開始される。
- 月次申告は2011年7月より適用が開始される。
- 四半期申告は2011年の第3四半期から適用が開始される。
- 年次申告は、2011年度より適用が開始される。
- 年次確定申告は、2011年度から適用が開始される。契約終了、所有者の変更、および組織再編などによる確定申告は、2011年7月1日より適用が開始される。
- 申告書の提出、税還付、および税相殺の手続は2011年7月1日より適用が開始される。



CIT	Corporate Income Tax 法人税	IZ	Industrial Zones 工業団地
PIT	Personal Income Tax 個人所得税	JVs	Joint Venture Companies 合弁会社
VAT	Value Added Tax 付加価値税	MoF	Ministry of Finance 財務省
FCT	Foreign Contractor Tax 外国契約者税	MoIT	Ministry of Industry and Trade 商工省
FA	Fixed Asset 固定資産	MoLISA	Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs 労働傷病兵社会福祉省
GDC	General Department of Customs 税関総局	MPI	Ministry of Planning and Investment 計画投資省
GDT	General Department of Taxation 税務総局	OL	Official Letter オフィシャルレター
EPE	Export Processing Enterprise 輸出加工企業	SBV	State Bank of Vietnam ベトナム中央銀行
EPZ	Export Processing Zone 輸出加工区	SST	Special Sales Tax 特別売上税